

指宿市民会館の管理運営に係る

サウンディング型市場調査 実施要領

令和6年9月2日

指 宿 市

(指宿市教育委員会生涯学習課)

## 1 調査名称

指宿市民会館の管理運営に係るサウンディング型市場調査

## 2 調査対象

件名	指宿市民会館の管理運営
所在地	鹿児島県指宿市東方9300-1
施設延床面積	3277.46 平方メートル
施設概要	構造：鉄骨造（S造） 階数：地上2階 1階 大ホール：1,028 m <sup>2</sup> 801席（内5席は親子室）、車イス席4席 エントランスホール：261 m <sup>2</sup> ホワイエ：84 m <sup>2</sup> リハーサル室：111 m <sup>2</sup> 収容人数60人 小会議室：41 m <sup>2</sup> 収容人数24人 創作活動室1：50 m <sup>2</sup> 収容人数16人 楽屋1：27 m <sup>2</sup> 収容人数12人 楽屋2：28 m <sup>2</sup> 収容人数12人 事務室：65 m <sup>2</sup> 授乳室：10 m <sup>2</sup> トイレ：男子トイレ3カ所、女子トイレ3カ所、多目的トイレ3カ所 倉庫1：27 m <sup>2</sup> 倉庫2：19 m <sup>2</sup> 倉庫3：32 m <sup>2</sup> ピアノ庫：11 m <sup>2</sup> 倉庫5：51 m <sup>2</sup> 2階 創作活動室2：50 m <sup>2</sup> 収容人数16人 調整機器室：照明操作卓等 トイレ：男子トイレ1カ所、女子トイレ1カ所、多目的トイレ1カ所
供用開始	令和4年7月31日

## 3 調査の目的等

### (1) 調査の目的

指宿市民会館は、ふれあいプラザなのはな館と一体的・複合的に活用できる施設を整備することで、本市の文化・芸術の向上、新たな文化創造、地域経済の向上に資する芸術文化の拠点をつくることを基本理念に整備されました。

今回整備された指宿市民会館が、本市の文化施設の核となり、地域の文化芸術活動や自主文化事業で

多くの方に利用され、また、文化芸術関係団体による合宿や大会の開催などを通じた交流人口の増加の促進に役立つ施設となることを目指しております。

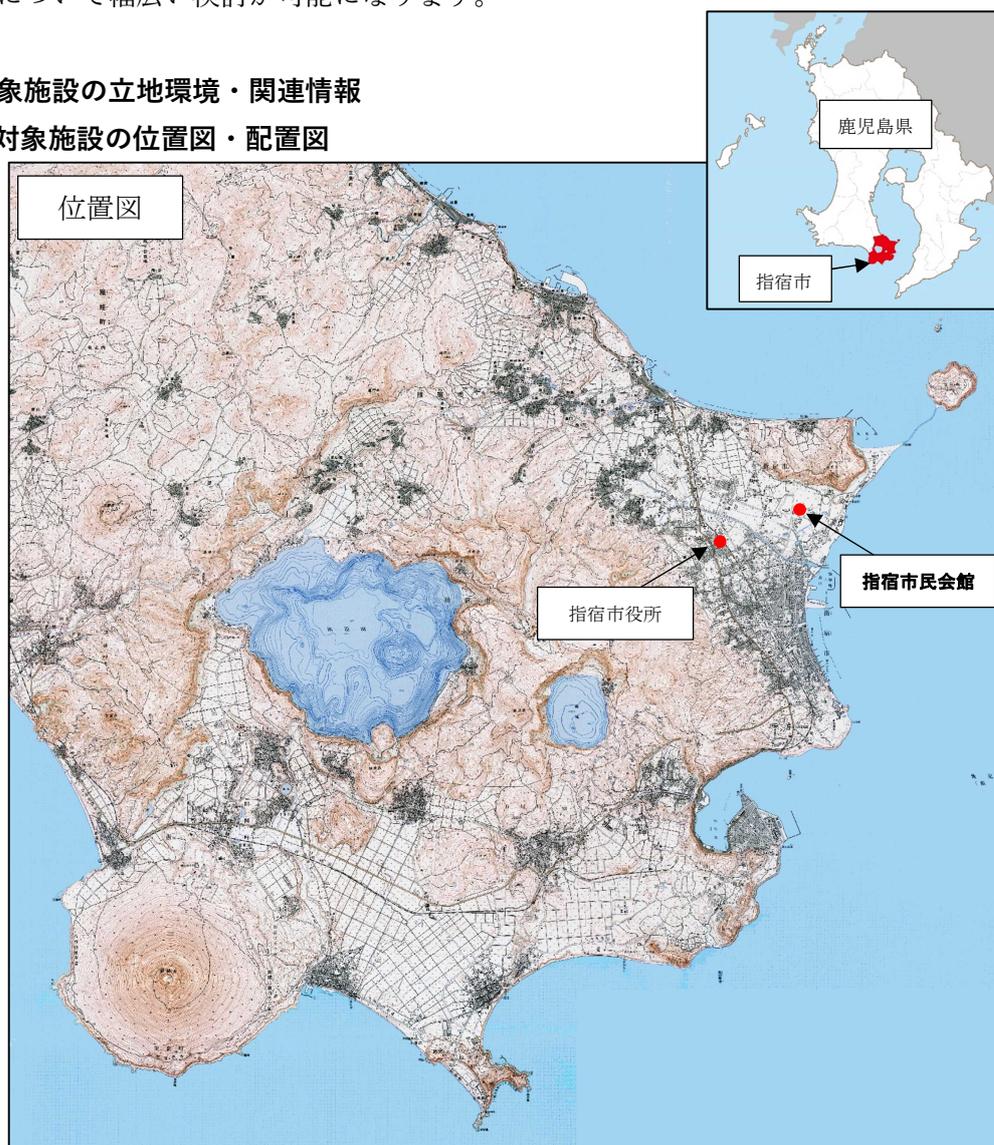
今回、効果的かつ効率的な運営ノウハウや多くの方に本施設を利用いただけるような自主文化事業のノウハウを持ち合わせていないため、民間事業者の意向やさまざまな可能性を事前に調査・把握し、それを踏まえた運営や運営者募集の条件に反映させていきたいと考えております。そのため、関心のある民間事業者の皆様との対話を行う「サウンディング型市場調査」を実施するものです。

## (2) 期待される効果

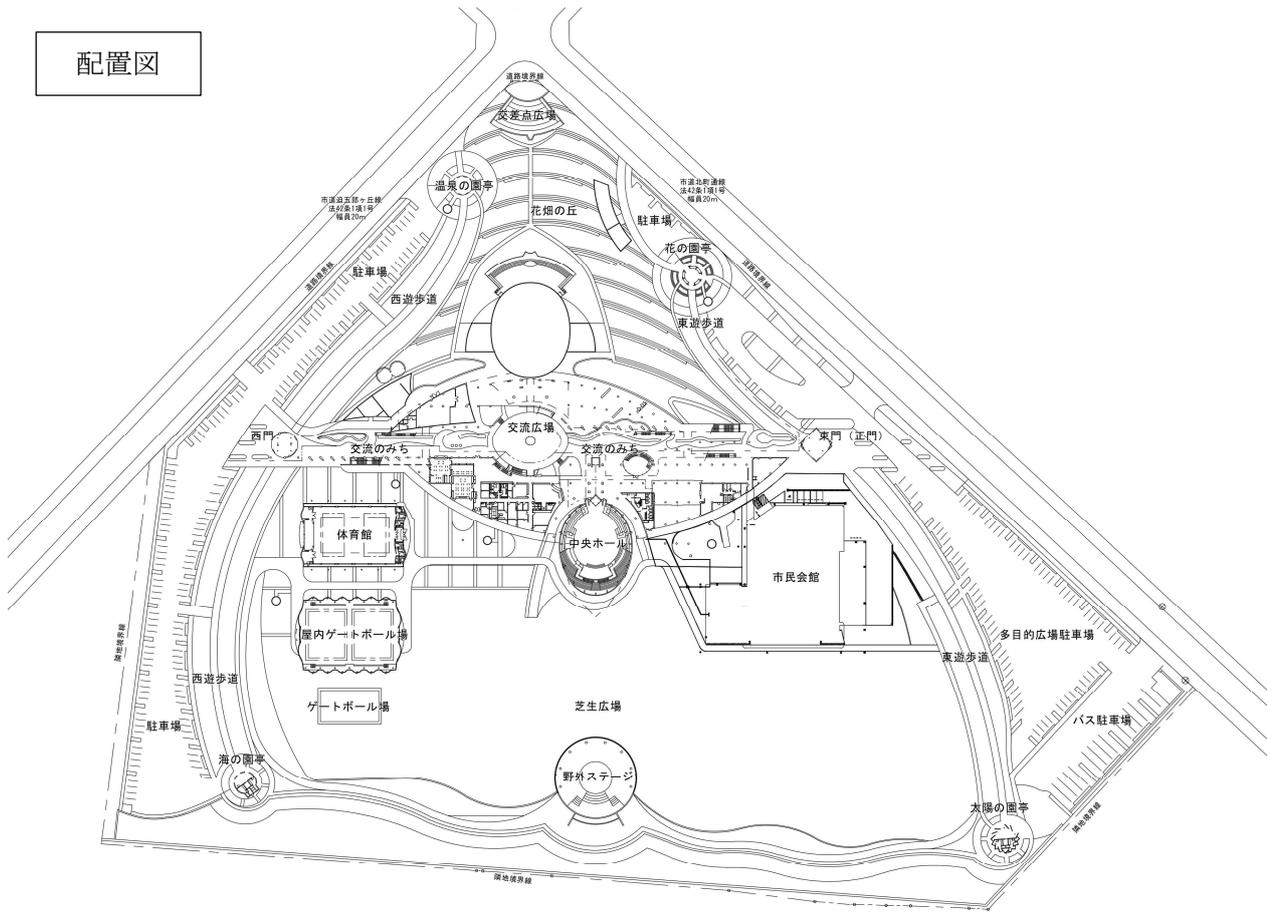
民間事業者による活用の可能性を調査することで、市場性や実現性の把握ができるとともに、活用方法について幅広い検討が可能になります。

## 4 対象施設の立地環境・関連情報

### (1) 対象施設の位置図・配置図



配置図



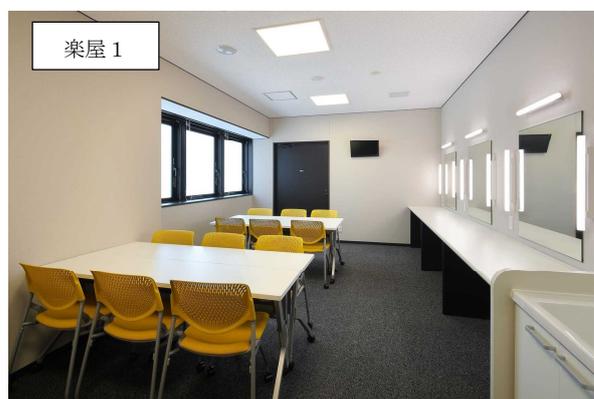
(2) 指宿市民会館の鳥瞰写真

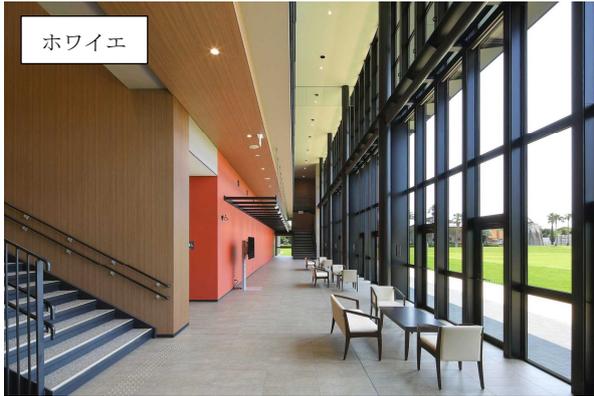


(3) 指宿市民会館の内観写真（大ホール・舞台）



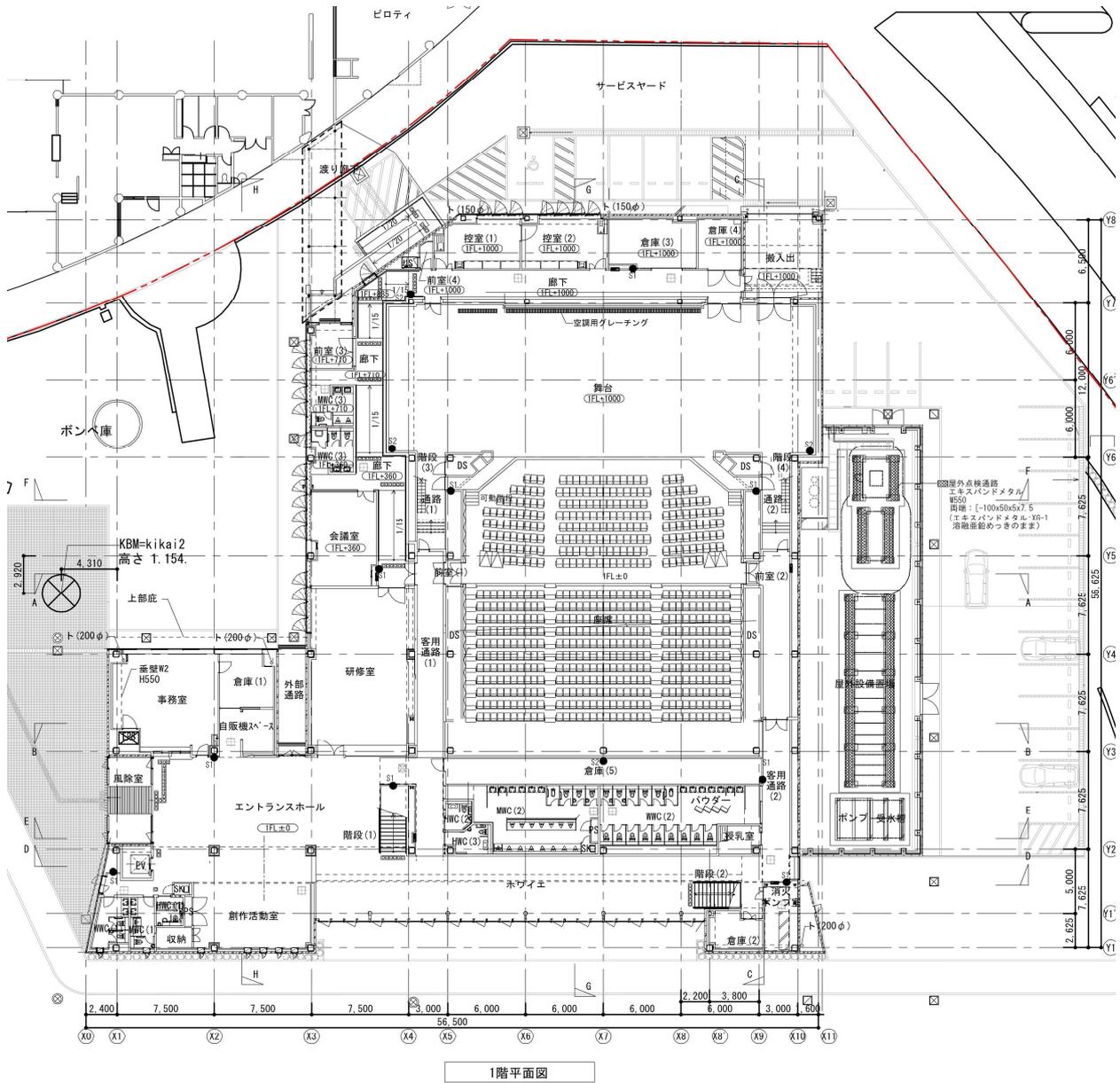
(4) 指宿市民会館の内観写真（諸室）



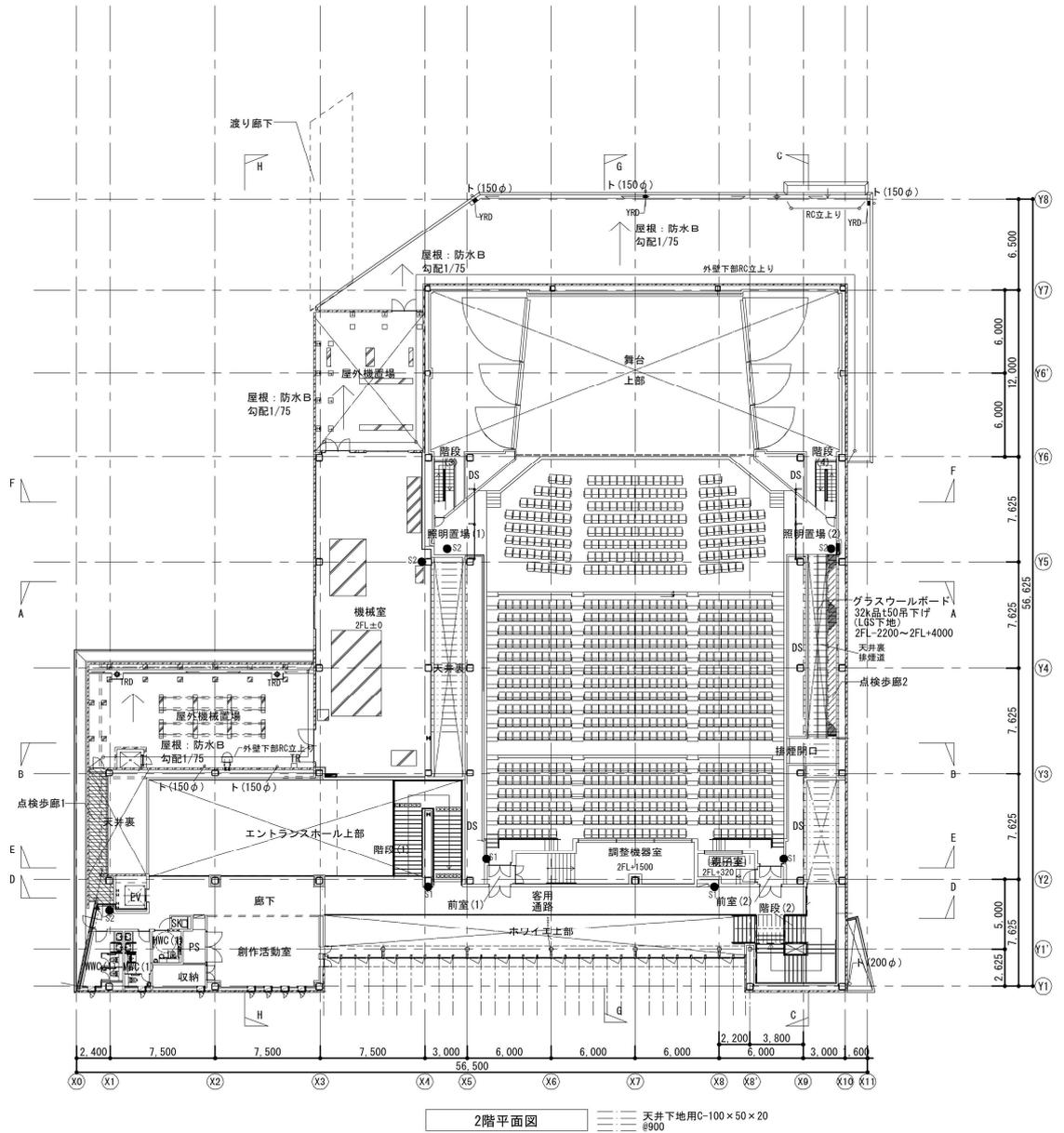


(5) 平面図

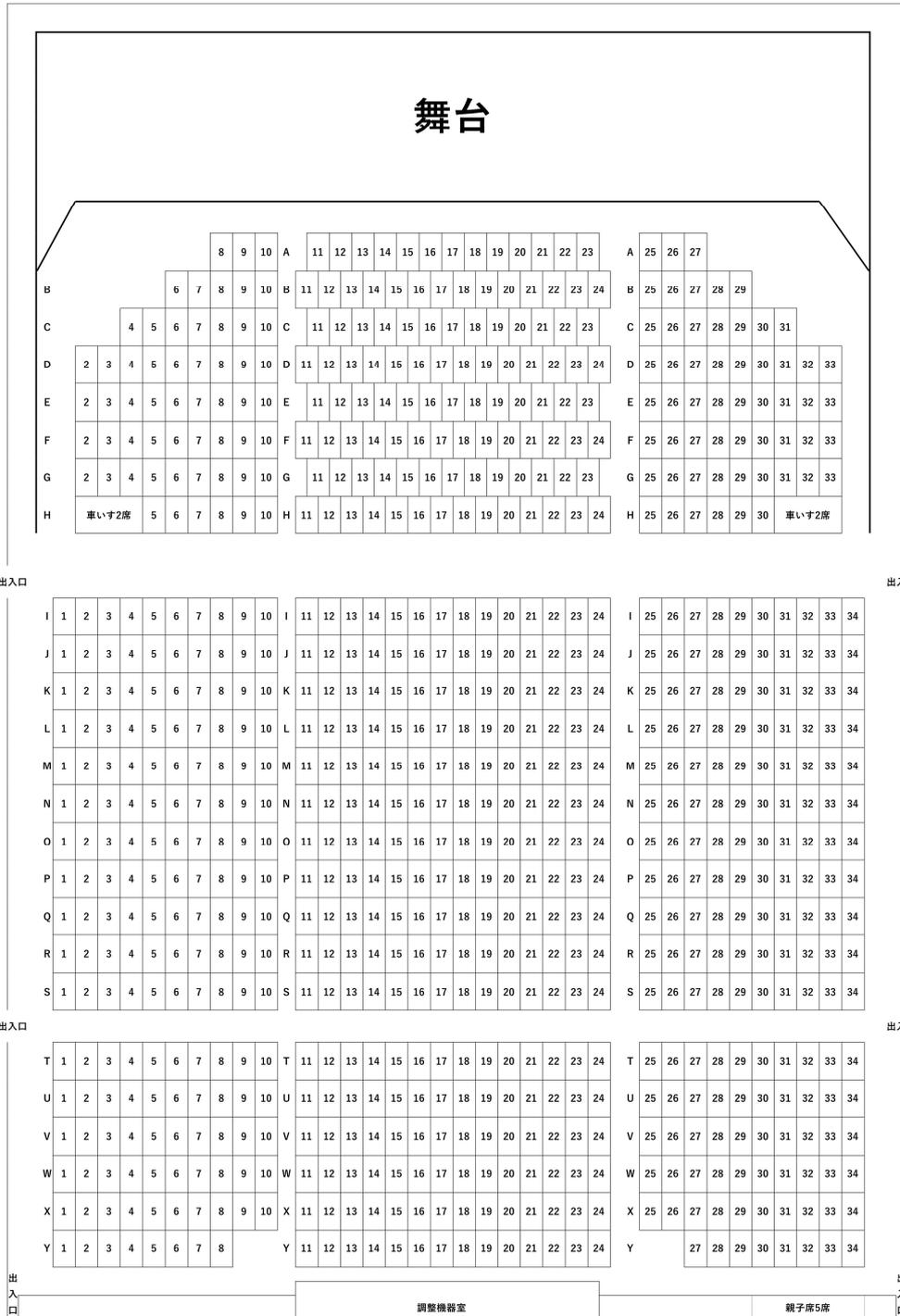
1階平面図



# 2階平面図



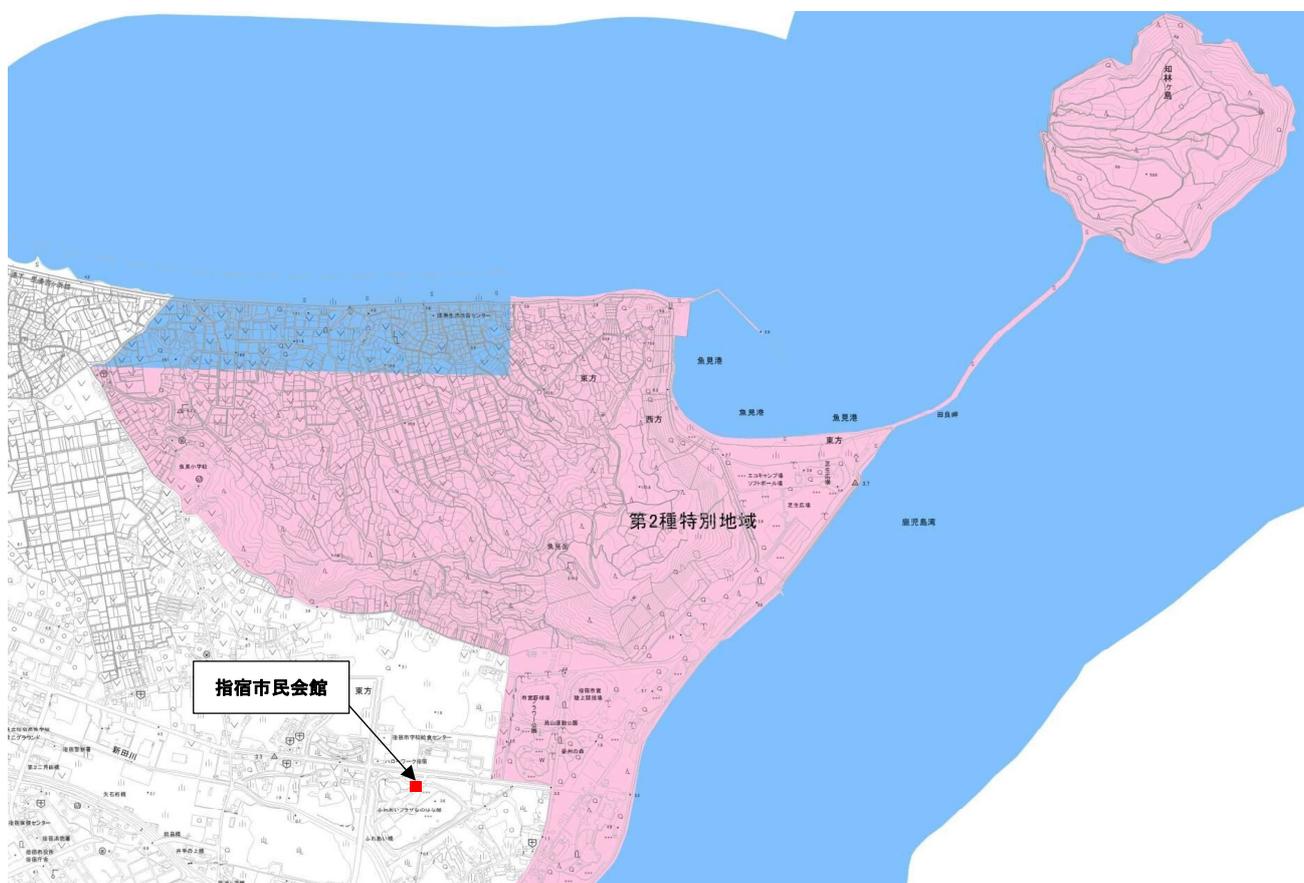
# 大ホール座席図



## (6) 対象施設周辺の諸条件

対象施設は霧島錦江湾国立公園内ではありませんが、周辺は第2種特別地域に指定されています。

(凡例：  は第2種特別地域)



## 5 参考データ（指宿市民会館利用実績）

年度	総数		大ホール		楽屋		会議室		その他	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成 26 年度	1,064	43,963	44	22,747	113	1,155	598	14,857	309	5,204
平成 27 年度	1,082	44,089	53	22,235	122	1,078	607	15,139	300	5,637
平成 28 年度	1,006	41,157	51	20,212	124	1,034	564	15,087	267	4,824
平成 29 年度	1,307	39,652	44	17,510	105	1,101	864	16,159	294	4,882
平成 30 年度	970	41,216	54	21,974	119	928	570	14,152	227	4,162
令和元年度	917	36,178	45	18,015	100	900	543	13,392	229	3,871
令和 2 年度	442	9,560	17	2,470	34	243	342	5,805	49	1,042
令和 3 年度	576	13,385	26	5,140	64	319	418	6,722	68	1,204
令和 4 年度	619	22,428	48	14,455	124	975	136	1,469	311	5,529
令和 5 年度	856	23,750	44	12,673	191	1,362	133	1,503	488	8,212

※平成 26 年度から令和 3 年度までは旧指宿市民会館の実績

※令和 4 年度は、旧指宿市民会館（4 月分）と新指宿市民会館（7 月～3 月分）の実績

## 6 コンセプトや運営条件

### (1) 指宿市民会館の運営コンセプト

○文化芸術活動に関わるすべての市民が、発表・鑑賞のできる機会を設けます。

- ・市民が気軽に立ち寄れる雰囲気づくりを図っていきます。
- ・ふれあいプラザなのはな館と一体的・複合的に活用できるよう、ふれあいプラザなのはな館との連携を図ります。
- ・自主文化事業を企画実施し、施設利用の促進を図ります。
- ・自主文化事業や文化芸術団体による合宿や大会の誘致を通じ交流人口の増加を目指します。

### (2) 現在想定している運営に関する条件等

- ① 施設の運営に当たっては、舞台音響照明についての専門的知識と技術・経験を有する職員の配置が必要となります。
- ② 施設管理の手法等については、市場性や効果的・効率的な運営等を踏まえ、自由に提案してください。なお、可能な場合は、施設運営に係る管理経費等もご教示いただけますと幸いです。希望する設定がありましたら、提案してください。
- ③ 指宿市民会館だけでなく、ふれあいプラザなのはな館や駐車場、芝生広場等の敷地（「4 対象施設の立地環境・関連情報」, 「(1) 対象施設の位置図・配置図」, 「位置図」を参照）についても、運営・管理面を踏まえて、自由に提案してください。
- ④ 施設内の間取り等については、参加受付受理後に貸与する資料で確認してください。
- ⑤ その他、参画する場合に障壁となる要因や課題等がありましたら、ご教示ください。また、施設の運営等にあたり、行政に期待する支援や配慮してほしいことも併せてお聞かせください。
- ⑥ 本サウンディングに参加される事業者に対し、竣工図面に関する資料を貸与いたします（参加受付受理後、1週間以内に貸与します）。

## 7 サウンディングでの対話内容

サウンディングの内容は、「2 調査対象」及び「3 調査の目的等」, 「4 対象施設の立地条件・関連情報」, 「5 参考データ」, 「6 コンセプトや運営条件」を踏まえて、おもに次に掲げる項目について、ご意見、ご提案をお聞かせください。

### (1) 施設の管理手法等

### (2) 指宿市民会館及び施設周辺を活用した企画・催しの提案（自主文化事業）

### (3) 文化芸術関係団体による合宿や大会の誘致に関する提案

### (4) 運営にあたって、行政に協力してもらいたいことや配慮事項等

### (5) 自由提案・自由意見（何でも構いません）

※「6 コンセプトや運営条件」に捉われず、創意工夫のあるアイデアを提案していただいても構いません。

## 8 スケジュール

内 容	日 程
サウンディングの実施公表	令和6年9月2日（月）
サウンディングの参加申込（受付） （提案者によるエントリーシートの提出）	令和6年9月2日（月） ～9月27日（金）
提案書（別紙2）の提出期限	サウンディング実施日の2日前まで
サウンディングの実施日時及び場所の連絡	随時
サウンディングの実施（事業者との対話）	令和6年9月17日（火） ～10月11日（金）を予定 ※土・日・祝日を除く
サウンディングの実施結果公表	令和6年11月上旬を予定

## 9 サウンディングの実施

### (1) サウンディングの対象者

指宿市民会館の運営主体となる意向を有する事業者（個人、法人又はグループは問いません）とします。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

- ① 指宿市暴力団排除条例（平成24年指宿市条例第21号）第2条第1号の暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されているもの。
- ③ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中のもの。
- ⑤ 市税等を滞納しているもの。
- ⑥ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納しているもの。

### (2) サウンディングの実施公表

実施要領等を市ホームページ等にて公表し、サウンディング調査への参加者を募集します。

### (3) サウンディングの参加申込（受付）

参加を希望する場合は、別紙1のエントリーシートに必要事項を記入し、Eメールにて受付期間内に申込を行ってください。サウンディング実施日については、調整の上、ご連絡させていただきます。

- ① 受付期間 令和6年9月2日（月）～9月27日（金）
- ② 提出先 10 その他(6)の連絡先のEメール（gakushu@city.ibusuki.jp）
- ③ 資料貸与 エントリーシート受理後から1週間以内に、現時点で計画している竣工図面等の関係資料を貸与します。

#### (4) 提案書の提出

- ① 提出期限 サウンディング実施日の2日前まで
- ② 提出先 10 その他(6)の連絡先のEメール (gakushu@city.ibusuki.jp)
- ③ 提出内容 提案書(別紙2), または補足資料や企業情報等の参考資料がある場合は, 併せて提出してください。

#### (5) サウンディングの実施

- ① 日 時 令和6年9月17日(火)～10月11日(金)の平日を予定 ※土・日・祝日を除く  
エントリーシート受領後に調整の上, 実施日時及び場所を連絡します。  
※都合により希望に沿えない場合もありますので, ご了承ください。
- ② 場 所 指宿市民会館及びその他市が指定する場所
- ③ 実施方法 非公開で1事業者(グループ)あたり1時間程度を目安に実施します。
- ④ その他 遠方のため, 来市が難しい場合など, 面会による対話が難しい場合は, Web等を活用した対応を検討しますので, ご相談ください。

#### (6) サウンディングの実施結果の公表

サウンディングの実施結果については, 概要を市ホームページで公表予定です(令和6年11月上旬頃)。公表にあたっては, 事業者のノウハウ保護等を考慮し, 参加事業者名は公表せず, 内容についても事前に参加事業者を確認します。

### 10 その他

#### (1) 調査費用

サウンディングに要する費用(対話への参加費用, 資料作成費用等)は, 参加事業者の負担となりますので, ご了承ください。

#### (2) 追加対話へのお願い

必要に応じて, 追加の対話(文書照会含む。)やアンケートを実施させていただくことがあります。その際にご協力をお願いします。

#### (3) 本調査の位置づけ

本調査は, 指宿市民会館の運営に関する各種条件等を検討するための予備的な調査であり, 運営事業者を決定するものではなく, 双方の発言とも, あくまで対話時点での想定のものとして理解し, 実現を約束するものではないことをご理解ください。

なお, 本調査後, 運営事業者公募となった場合は, 本調査への参加を, 運営事業者決定における評価の対象(インセンティブ)とすることを検討しています。

#### (4) 今後の予定

本調査の結果を参考にして, 運営事業者募集要項の策定作業を行い, 募集手続きを行っていく予定です

す。募集時期は、令和7年度中に実施したいと考えています。

#### **(5) 提出書類の取扱い**

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。本市は、調査結果概要の公表や、事業の諸条件の検討以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。

#### **(6) 担当者の連絡先**

〒891-0404 鹿児島県指宿市東方 9300 番地 1 ふれあいプラザなのはな館内  
指宿市教育委員会生涯学習課施設管理係 担当：外薊・内山  
TEL：0993-23-1023, FAX：0993-23-1024  
Eメール：gakushu@city.ibusuki.jp